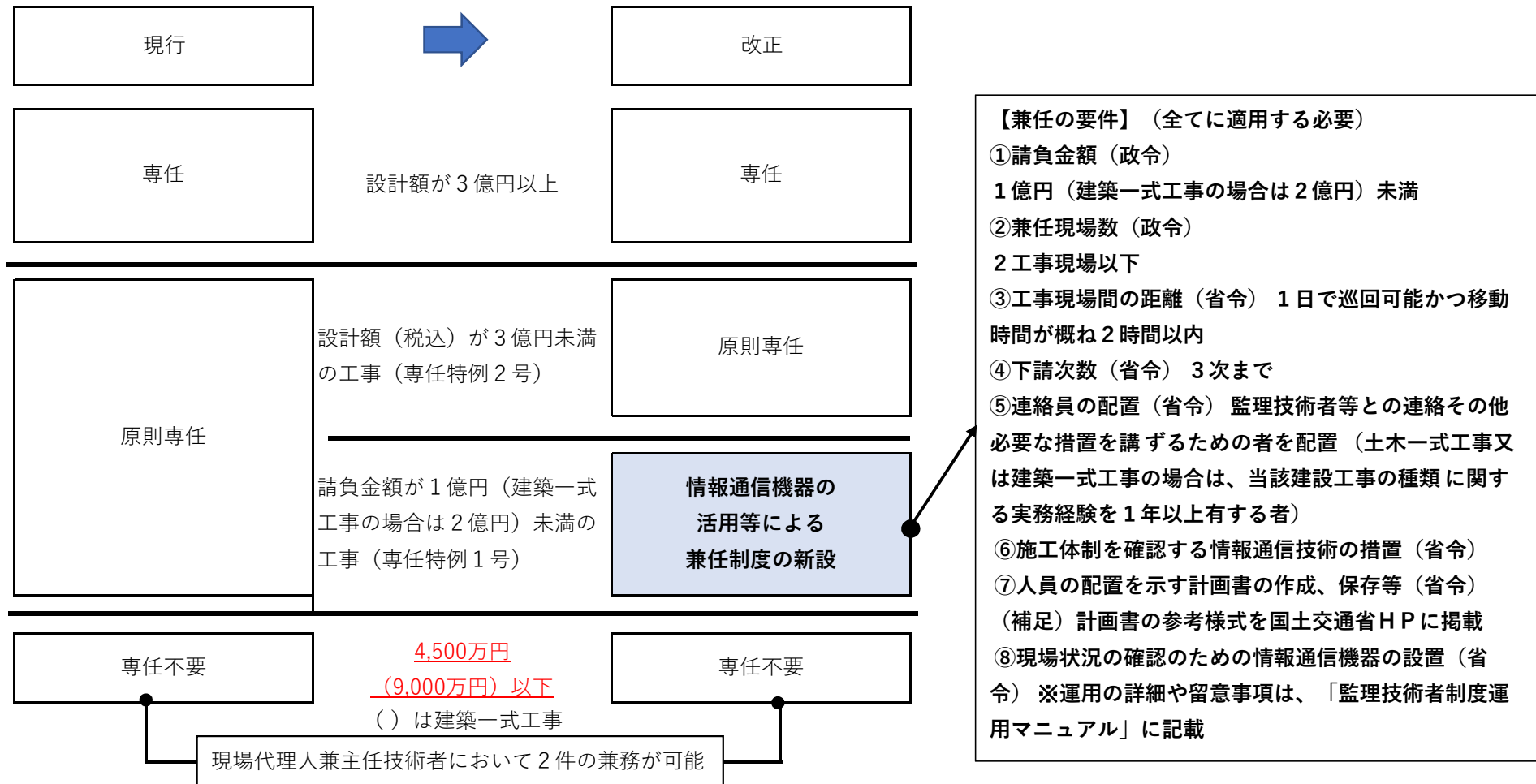


現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（専任工事現場の兼任）

◇ 主な改定内容

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。



「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。この制度は改正後も引き続き活用可能。